



電力安定供給法案

第Ⅰ部：電気事業体制を垂直統合に戻す

第Ⅱ部：国会提出資料一式

杉山 大志（キャノングローバル戦略研究所）

2026. 7. 7

※Opinions expressed or implied in the CIGS Working Paper Series are solely those of the author, and do not necessarily represent the views of the CIGS or its sponsor.
※CIGS Working Paper Series is circulated in order to stimulate lively discussion and comments.
※Copyright belongs to the author(s) of each paper unless stated otherwise.

General Incorporated Foundation

The Canon Institute for Global Studies

一般財団法人 キャノングローバル戦略研究所

Phone: +81-3-6213-0550 <https://cigs.canon/>

電力安定供給法案：電気事業体制を垂直統合に戻す

キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 杉山大志

2026 年 7 月 7 日

平易な要約

本稿は、電気事業制度を、発電、送配電及び小売を分断した現在の仕組みから、地域ごとに供給責任を負う垂直統合型の事業者を中心とする制度へ戻すための法律として「電力の安定供給体制の再構築に関する法律（略称：電力安定供給法）」を提案する。法案の目的は、電気料金を複雑な官製市場と短期取引に委ねるのではなく、長期の電源投資、燃料調達、送配電投資及び需要家への供給を一体で計画できる主体を再建することにある。

要旨

東日本大震災後に進められた電力システム改革は、広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、法的分離による送配電部門の中立性確保を柱とした。しかし、制度は複雑化し、卸電力市場、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場、長期脱炭素電源オークションなどが林立した。安定供給と低廉な電気料金を実現する主体は不明確になり、発電投資、送配電投資、燃料調達、小売需要の長期的整合性は弱まった。

本稿は、この問題の根源を、電気事業における「供給責任を伴う垂直統合主体」の消滅に見る。電気は、一般の商品市場と異なり、在庫による調整が困難であり、停電時の社会的損失が大きい。送配電網は重複建設が非効率な自然独占であり、発電投資も長期・大規模である。このような財について、短期市場と官製補完市場を多数組み合わせても、長期安定供給の責任主体は形成されにくい。

そこで本稿は、「電力安定供給法」を提案する。本法案は、第一に、供給区域ごとに発電、送配電及び小売を一体で担う地域電力供給事業者を置く。第二に、同事業者に供給義務、最終保障供給義務、災害復旧義務、長期供給計画作成義務を課す。第三に、料金制度は、安定供給に必要な投資と燃料調達を回収できる総括原価型の認可料金に戻す。第四に、現行の発電・送配電・小売分離を前提とする官製市場、制度的託送、最終保障供給、容量確保制度等を、移行期間を置いて整理する。第五に、既存契約、発電事業者、自治体、需要家に急激な混乱を生じさせないため、段階的な移行措置を置く。

法形式については、電力安定供給法を新法として制定し、本則に目的、基本理念、地域電力供給事業者、供給区域、供給義務、電力安定供給計画、料金規制及び移行基本ルールを置く。そのうえで、電気事業法等の改正は、附則又は「電力安定供給法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（略称：関係法律整備法案）」において具体的に処理する。

本稿では、第Ⅰ部で制度改革の必要性と法案の基本設計を論じ、第Ⅱ部で議員立法を想定した国会提出資料一式を提示する。

キーワード：安定供給、垂直統合、電気事業法、地域電力供給事業者、供給義務、総括原価方式、電力システム改革

目次

第Ⅰ部 論文

1. 問題の所在
2. 電力システム改革の帰結
3. 電気事業における垂直統合の合理性
4. 法形式：新法本文と関係法律整備規定の二層構造
5. 電力安定供給法案の基本構想
6. 制度設計の要点
7. 移行措置と既存契約の整理
8. 想定される批判への応答
9. 結論

付録：地域電力供給事業者制度の標準項目案

参考文献

第Ⅱ部 国会提出資料一式

第Ⅰ部 論文

1. 問題の所在

電力制度の第一目的は、国民生活及び産業活動に不可欠な電気を、安定的かつ低廉に供給することである。電気は、止まれば直ちに生活、医療、通信、交通、金融、製造、行政に影響する基盤財である。したがって、電力制度を設計する際には、競争促進それ自体ではなく、安定供給、低廉性、長期投資、災害対応、燃料調達、系統運用を一体として評価しなければならない。

しかし、近年の電気事業制度は、電源投資、送配電網、卸電力市場、小売競争、非化石価値、容量、調整力、需給ひっ迫対策を別々の制度として扱い、それぞれを審議会、行政機関、広域機関、取引所、監視委員会が補完する構造になった。この制度は、見かけ上は競争的で精緻であるが、全体として誰が長期供給責任を負うのが曖昧である。

本稿の問題意識は、単に「昔に戻す」という懷古ではない。電気事業の技術的・経済的性質に照らせば、発電、送配電、小売、燃料調達、需要見通しを一体で担う主体が必要である。震災前の制度が完全であったという意味ではないが、少なくとも供給区域ごとに供給責任を負う一般電気事業者が存在し、長期の設備形成と料金回収の対応関係が明確であった。この責任主体を再建することが、本稿の出発点である。

2. 電力システム改革の帰結

電力システム改革は、広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、法的分離による送配電部門の中立性確保を柱として進められた。改革の目的として、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢及び事業者の事業機会の拡大が掲げられた。

このうち、需要家の選択肢は形式的には拡大した。しかし、電気という財の性質から見れば、需要家にとって本質的な価値は、契約先の多様性よりも、停電しないこと、価格が予見可能であること、産業用需要に必要な電源・系統が長期に確保されることである。小売事業者の切替えが可能であっても、供給力と送配電網の形成が不足すれば、制度の目的は達成されない。

発電投資については、自由化後、卸電力市場の価格シグナルだけでは必要な供給力が十分に形成されないため、容量市場や長期脱炭素電源オークションが導入された。調整力についても、需給調整市場が整備された。非化石価値については、非化石証書や高度化法義務が組み合わされた。これらは、垂直統合の下で内部的に処理されていた供給力、調整力、環境価値、投資回収の機能を、市場制度として外部化し直したもののといえる。

しかし、外部化された価値ごとに市場を設けるほど、制度は複雑になる。電気事業者は、発電所を一つ建てるにも、卸価格、容量収入、調整力収入、非化石価値、補助、規制、燃料調達、系統接続、環境制約をそれぞれ別に見なければならない。これは、長期安定供給に必要な投資判断を単純化するのではなく、むしろ不確実性を増やす。

制度	本来担う機能	垂直統合制度での処理	現行制度での処理
卸電力市場	電力量の取引	自社電源と供給区域需要の内部最適化、余剰・不足分の相対取引	スポット・時間前市場を中心に短期取引
容量市場	将来供給力の確保	供給計画と料金回収により電源を維持・新設	オークションと容量拠出金でkW 価値を別途確保
需給調整市場	調整力・予備力の確保	系統運用と電源運用を一体で計画	ΔkW 等を市場商品化
非化石価値取引	環境価値の移転	政策的価値を料金・計画に内部化	証書として分離取引

最終保障供給	供給責任の最終担保	地域電力供給事業者の供給義務に統合	一般送配電事業者の例外的役割として設定
--------	-----------	-------------------	---------------------

3. 電気事業における垂直統合の合理性

電気事業に垂直統合が合理的である理由は、第一に、送配電網が自然独占であることにある。同じ地域に複数の送配電網を重複して建設することは非効率であり、系統運用にも一元性が必要である。第二に、発電投資は長期・大規模であり、短期市場価格だけでは投資回収を判断しにくい。第三に、小売需要の見通し、発電所の建設、送配電網の増強、燃料調達相互依存している。

垂直統合は、これらの相互依存を一つの事業主体の内部で処理する制度である。地域電力供給事業者は、供給区域内の需要見通しを把握し、それに必要な電源と送配電網を整備し、燃料を長期調達し、料金で費用を回収する。投資が過大であれば料金認可で査定され、投資が不足すれば供給義務違反となる。責任と回収の対応関係が明確である。

これに対し、発電、送配電、小売を分離すると、それぞれの部門は自らの規制・市場環境に従って行動する。発電事業者は小売需要の長期責任を負わず、小売事業者は発電所建設の長期責任を負わず、送配電事業者は中立性のために発電・小売の事業判断から距離を置く。政府が全体調整を担おうとしても、行政は事業リスクを直接負わないため、投資判断の主体になりにくい。

このため、本稿は、地域独占を単なる競争制限としてではなく、供給義務と料金規制を伴う制度的責任として捉える。地域電力供給事業者には独占的供給権を認める代わりに、供給義務、計画義務、料金規制、会計分離、情報公開、行政監督を課す。これは、自由競争の放棄ではなく、自然独占と公益事業の性質に即した制度選択である。

4. 法形式：新法本文と関係法律整備規定の二層構造

本法案は、政策上は「電力安定供給法」という新法として構成する。これは、単なる電気事業法の技術的改正ではなく、電力制度の基本原則を、短期市場・分離・競争補完型から、安定供給・地域責任・長期投資・料金規制型へ転換するためである。新法本文には、目的、基本理念、地域電力供給事業者、供給区域、供給義務、電力安定供給計画、料金認可、既存事業者の再編及び移行手続を一体として置く。

なお、電気事業法は、現行の事業類型、許可・登録、託送供給、料金、一般送配電事業、広域機関及び監督制度の中核である。したがって、電力安定供給法の施行と同時に、電気事業法およびその他の関係法律の具体的な改正規定を置かなければならない。

本法案の法形式は、次の二層構造とする。第一層は「電力安定供給法案」本体であり、制度目的と実体的な基本ルールを置く。第二層は「電力安定供給法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（略称：関係法律整備法案）」又は附則上の具体的改正規定であり、電気事業法等の条文を直接改正する。

層	法形式	役割
第一層	電力安定供給法案	目的、基本理念、地域電力供給事業者、供給区域、供給義務、料金、計画、監督、移行基本ルールを置く。
第二層	関係法律整備法案又は附則改正規定	電気事業法、関係政省令、OCCTO 関係、市場制度、契約承継、罰則等について、具体的な改正・読替え・経過措置を置く。
提出補助資料	新旧対照表・経過措置表・別表	改正前後の電気事業法の条文、既存契約、許認可、事業類型、区域ごとの承継関係を一覧化する。

5. 電力安定供給法案の基本構想

電力安定供給法案の中核は、「地域電力供給事業者」という新しい事業類型を設けることである。地域電力供給事業者は、供給区域において、発電、送配電及び小売を一体として行い、需要家に対する標準的な電気供給の最終責任を負う。現在の一般送配電事業者、小売電気事業者、発電事業者の事業類型は、移行期間を置いて再編する。

地域電力供給事業者は、全国を十程度の供給区域に分けて置くことを基本とする。これは、旧一般電気事業者の供給区域を原則としつつ、広域連系、離島、沖縄、北海道、本州各地域の系統実態を踏まえて政令で定める。区域独占を認める以上、料金、投資、会計、サービス水準は厳格に監督されなければならない。

本法案は、全ての発電事業を地域電力供給事業者だけに独占させるものではない。独立発電事業者、自家発電、特定地点供給、需要家側電源、卸供給は存続させる。ただし、一般需要家への小売供給を無制限に競争させるのではなく、地域電力供給事業者が供給責任を負い、他の発電事業者は主として卸供給又は相対契約を通じて電源形成に参加する制度に改める。

6. 制度設計の要点

6.1 供給義務と長期供給計画

地域電力供給事業者には、供給区域内の需要家に対する供給義務を課す。供給義務は、単に契約申込みに応じる義務ではなく、需要見通しに応じて発電能力、調達契約、送配電能力、予備力、燃料在庫、災害時復旧体制を確保する義務である。

この義務を実効化するため、地域電力供給事業者は、毎年度、少なくとも十年間を対象とする電力安定供給計画を作成し、経済産業大臣の認可又は確認を受ける。計画には、需要見通し、供給力、電源構成、燃料調達、送配電投資、設備更新、予備力、災害対応、データセンター等大口需要への対応を記載する。

6.2 料金制度

安定供給に必要な投資を促すには、料金制度が不可欠である。電源、燃料、送配電網は、長期にわたり巨額の固定費を要する。これらの費用を短期市場収入だけで回収させると、投資不足又は過度なリスクプレミアムを招く。

本法案では、地域電力供給事業者の標準料金について、適正原価に適正な事業報酬を加えた額を基礎とする認可制を採る。これは、無制限に費用を料金転嫁する制度ではない。原価は査定され、非効率投資、過大な燃料調達、不要な政策費用、関連会社取引の不当な費用は排除される。料金規制の焦点は、低料金の演出ではなく、長期安定供給に必要な費用を透明化することにある。

6.3 送配電中立性の再定義

現行制度は、送配電部門の中立性を確保するため、法的分離と行為規制を導入した。しかし、送配電中立性を絶対化すると、発電投資、小売需要、系統増強の一体的判断が困難になる。本法案では、中立性を「全ての小売事業者を同一条件で扱うための分離」ではなく、「地域電力供給事業者が公正な供給責任を果たすための監督」に再定義する。

具体的には、地域電力供給事業者には、独立発電事業者や自家発電設備との卸取引、接続、系統利用について、不当な差別を禁じる。ただし、送配電部門を発電・小売から法的に切り離すことは求めない。重要なのは形式的分離ではなく、供給計画、接続ルール、会計、料金、関連取引を透明化し、行政監督と紛争処理を実効化することである。

6.4 官製市場の整理

容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場などは、発電、送配電、小売を分離した制度を補完するために設けられた側面が強い。垂直統合型の地域電力供給事業者が、供給力、調整力、環境価値、燃料調達を一体で計画するなら、これらを全て独立市場として維持する必要性は低下する。

もっとも、制度を一挙に廃止すれば、既存契約、容量確保契約、需給調整契約、証書取引に混乱が生じる。したがって、本法案では、官製市場の新規制度拡大を停止し、移行期間中に未了契約を清算し、必要な機能を地域電力供給事業者の供給計画、料金査定、広域連系運用に吸収する。

6.5 電気事業法との接続

電気事業法との接続は、本法案の技術的中核である。地域電力供給事業者を置くためには、電気事業法上の発電事業、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業との関係を整理し、法的分離規制、託送供給等約款、最終保障供給、離島供給、供給計画、料金及び罰則の適用を調整しなければならない。

改正対象	整備方針
事業類型	地域電力供給事業者を新設し、発電・送配電・小売を一体実施できる事業類型として位置付ける。
法的分離・兼業規制	地域電力供給事業者については、垂直統合を前提とする適用除外又は読替規定を置く。
小売登録	一般需要家向け標準供給は地域電力供給事業者へ移行し、新規登録・新規契約は経過措置で整理する。
託送・接続	制度的託送を縮小しつつ、独立発電事業者や自家発の接続に関する不当差別禁止を維持する。
料金・供給約款	標準供給料金を認可制とし、総括原価方式と効率化査定を明示する。
OCCTO・市場制度	広域連系・需給ひっ迫対応機能を維持し、市場運営・抛出金徴収機能は移行期間中に整理する。

7. 移行措置と既存契約の整理

制度移行の最大の課題は、既存の発電事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者、需要家契約、卸契約、託送契約、容量確保契約、需給調整契約をどう処理するかである。本法案は、権利関係を一方的に消滅させるのではなく、移行期間を置いて、地域電力供給事業者への承継、契約終了、相対卸契約への転換、清算を組み合わせる。

小売契約については、施行後一定期間は既存契約を存続させる。ただし、新規の一般需要家向け小売登録及び新規契約の拡大は停止し、契約満了時又は移行期限到来時に、地域電力供給事業者の標準供給へ移行する。特定高圧需要家等については、卸契約、自家発、共同電源、直接契約を一定範囲で認める余地を残す。

一般送配電事業者については、地域電力供給事業者へ統合する。会社法上は、合併、会社分割、株式移転、事業譲渡その他の方法を用いることが考えられる。法案上は、経済産業大臣が区域ごとの統合計画を認可し、必要な承継、許認可、契約、託送約款、従業員、資産、債務の移転について経過措置を置く。

なお法制上は、これらの移行措置を抽象的な「政府は必要な改正を行うものとする」という文言に委ねるだけでなく、施行日に、どの事業者がどの許認可を受けたものとみなされるのか、既存契約がいつまで有効なのか、託送供給等約款や市場契約がどの段階で終了・清算されるのかを、附則、整備法案、別表及び経過措置表において確定する必要がある。

8. 想定される批判への応答

第一の批判は、垂直統合に戻すと競争が失われ、料金が高くなるというものである。しかし、競争は目的ではなく手段である。小売契約先だけでなく、供給力確保の費用が複雑な別制度で上乗せされるなら、需要家負担は減らない。

第二の批判は、送配電部門の中立性が失われるというものである。しかし、送配電網は自然独占であり、完全な市場競争の場ではない。中立性は、形式的な会社分離ではなく、接続、系統利用、卸契約、料金、会計、情報公開に関する実効的な監督で確保すべきである。垂直統合でも、不当差別禁止、会計分離、監査、紛争処理を置くことは可能である。

第三の批判は、新電力や独立発電事業者の事業機会を奪うというものである。本法案は、発電事業、卸供給、自家発、需要家側設備、特定供給を全面的に禁止しない。一般需要家への供給責任を地域電力供給事業者に戻す一方、独立発電事業者が地域電力供給事業者に電気を売る、特定大口需要家が長期相対契約を結ぶ、需要家側設備が需給調整に参加する余地は残す。

第四の批判は、過去の制度へ戻るだけでは再エネ、脱炭素、データセンター需要など新しい課題に対応できないというものである。むしろ、これらの課題に対応するには、長期電源投資と送配電投資を一体で進める主体が必要である。データセンター需要や半導体工場の立地に対応するには、接続申込みを受けるだけでなく、電源、系統、燃料、用地、料金を一体で計画する必要がある。

第五の批判は、新法で電気事業法を実質的に改正するのは分かりにくいというものである。この点について、本法案では、電気事業法等の改正を関係法律整備法案又は附則改正規定として別に明示する。政策上の名称は「電力安定供給法」としつつ、法制上は電気事業法の改正を正面から行う構成である。

9. 結論

電力制度は、抽象的な競争政策ではなく、国民生活と産業活動を支える公益事業制度である。電気は、需要と供給を瞬時に一致させなければならず、送配電網は自然独占であり、発電投資は長期・大規模である。この性質に照らせば、供給区域ごとに長期供給責任を負う垂直統合主体を置くことには、現在でも合理性がある。

現行制度は、発電、送配電、小売を分けたうえで、容量、調整力、非化石価値、最終保障、系統接続、長期投資を別々の制度で補完している。その結果、制度は複雑化し、事業者も行政も、安定供給に対する最終責任を明確に持ちにくくなった。

電力安定供給法案は、この構造を改める。地域電力供給事業者を置き、発電、送配電及び小売を一体で担わせ、供給義務、長期供給計画、料金規制、災害対応、投資回収を明確にする。卸供給、自家発、特定供給などの柔軟性は残しつつ、一般需要家への標準的な供給責任は地域の垂直統合事業者に戻す。

本法案の狙いは明確である。電気事業には、長期に責任を持つ主体が必要である。市場をいくつ重ねても、責任主体は自然には生まれない。安定・安価で計画的な電力供給を回復するため、電気事業制度を垂直統合に戻すべきである。

付録：地域電力供給事業者制度の標準項目案

項目	標準項目
供給区域	旧一般電気事業者の区域を基本に政令で定める。
供給義務	区域内需要に対し正当な理由なく供給を拒まない。
電源保有・調達	自社電源、長期相対契約、卸供給契約により必要供給力を確保する。

送配電網	区域内送配電網の整備、維持、運用、災害復旧を担う。
料金	標準供給料金を認可制とし、適正原価・適正報酬を基礎に査定する。
監督	報告徴収、立入検査、業務改善命令、指定取消し、国会報告を置く。
法制接続	電気事業法等の整備法案により、事業類型、法的分離、託送、小売登録、料金、広域機関の規定を改正する。

参考文献

資源エネルギー庁「電力システム改革について」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/system_reform.html（2026年7月5日閲覧）。

資源エネルギー庁「2020年、送配電部門の分社化で電気がさらに変わる」2017年11月30日。

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/denryokugaskaikaku/souhaidenbunshaka.html>（2026年7月5日閲覧）。

電力広域的運営推進機関「容量市場の概要について」https://www.occto.or.jp/assets/market-board/market/files/youryou_gaiyousetumei.pdf（2026年7月5日閲覧）。

電力・ガス取引監視等委員会「電力・ガス取引監視等委員会」<https://www.egc.meti.go.jp/>（2026年7月5日閲覧）。

杉山大志「制度設計無間地獄に陥った電気事業制度は震災前に戻すべきだ」キヤノングローバル戦略研究所、2025年7月11日。

杉山大志「電力を垂直統合に戻す法律：安定・安価で計画的な電力供給を実現せよ」キヤノングローバル戦略研究所、2025年10月2日。

杉山大志「AI革命に対応できない電気事業制度は震災前の垂直統合に戻すべきだ」キヤノングローバル戦略研究所、2026年1月30日。

杉山大志・野村浩二編著『非政府有志によるエネルギー基本計画 第7版』2026年5月、<https://www.7ene.jp/>（2026年7月5日閲覧）。

e-Gov 法令検索「電気事業法」<https://elaws.e-gov.go.jp/>（2026年7月5日閲覧）。

第Ⅱ部 国会提出資料一式

以下は、第Ⅰ部の論文で提案した電力安定供給法案について、議員立法を想定した国会提出資料一式の案をとりまとめたものである。電力安定供給法案本体と、電気事業法等の具体的改正を行う関係法律整備法案を一体の提出パッケージとして構成する。

目次

第Ⅱ部 国会提出資料一式	1
一 提出資料一覧	6
二 法律案要綱	6
電力安定供給法案要綱	6
第一 趣旨	6
第二 定義	6
第三 基本理念	6
第四 地域電力供給事業者	6
第五 電力安定供給計画	7
第六 料金制度	7
第七 既存電気事業者の再編	7
第八 小売全面自由化からの移行	7
第九 卸供給等の存続	7
第十 官製市場等の整理	7
第十一 監督及び報告	7
第十二 電気事業法との関係	7
第十三 施行期日及び関係法律の整備	7
三 法律案	7
電力安定供給法案	7
第一章 総則	8
第一条 目的	8
第二条 定義	8
第三条 基本理念	8
第四条 国の責務	8
第五条 地方公共団体等との連携	8
第二章 地域電力供給事業者	9
第六条 指定	9
第七条 事業の一体実施	9
第八条 供給義務	9

第九条 災害時対応義務.....	9
第十条 不当差別の禁止.....	9
第十一条 供給区域の変更.....	9
第三章 電力安定供給計画.....	9
第十二条 計画の作成.....	9
第十三条 計画の記載事項.....	9
第十四条 認可基準.....	10
第十五条 計画変更命令.....	10
第十六条 計画の公表.....	10
第四章 料金及び会計.....	10
第十七条 標準供給料金.....	10
第十八条 料金認可基準.....	10
第十九条 燃料費等の調整.....	10
第二十条 会計整理.....	10
第二十一条 関連会社取引.....	10
第二十二条 料金情報の公表.....	11
第五章 既存電気事業者の再編及び移行.....	11
第二十三条 再編基本方針.....	11
第二十四条 統合計画.....	11
第二十五条 統合計画の記載事項.....	11
第二十六条 許認可等のみなし承継.....	11
第二十七条 小売契約の移行.....	11
第二十八条 小売電気事業の新規登録制限.....	11
第二十九条 既存市場契約の清算.....	11
第三十条 最終保障供給の整理.....	11
第三十一条 労働契約及び地域雇用への配慮.....	11
第六章 卸供給、接続及び広域運用.....	12
第三十二条 卸供給.....	12
第三十三条 接続.....	12
第三十四条 自家発電等.....	12
第三十五条 広域連系.....	12
第三十六条 広域機能の移管.....	12
第七章 監督.....	12
第三十七条 報告徴収.....	12
第三十八条 立入検査.....	12

第三十九条 業務改善命令	12
第四十条 指定の取消し等	12
第四十一条 紛争処理	13
第四十二条 罰則への委任	13
第四十三条 国会報告	13
第八章 雑則	13
第四十四条 電気事業法との関係	13
第四十五条 政令への委任	13
第四十六条 検討	13
附則	13
附則第一条 施行期日	13
附則第二条 準備行為	13
附則第三条 関係法律整備法の施行との関係	13
附則第四条 既存許認可の経過措置	14
附則第五条 一般送配電事業者の業務承継	14
附則第六条 小売契約の経過措置	14
附則第七条 市場契約の清算	14
附則第八条 電力広域的運営推進機関に関する経過措置	14
附則第九条 下位法令等の整備	14
附則第十条 罰則に関する経過措置	14
附則第十一条 検討	14
四 関係法律整備法案要綱	15
電力安定供給法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(略称:関係法律整備法)案要綱	15
第一 趣旨	15
第二 電気事業法の一部改正	15
第三 既存許認可等のみなし規定	15
第四 小売契約及び需要家保護	15
第五 一般送配電事業者及び送電事業者の整理	15
第六 市場制度の整理	15
第七 広域機関等の整理	15
第八 附則及び別表	15
五 関係法律整備法案	15
電力安定供給法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(略称:関係法律整備法)案	15
第一条 趣旨	15
第二条 電気事業法の一部改正	16

第三条 地域電力供給事業者に係るみなし許認可	16
第四条 一般送配電事業者等の法的分離規制に関する経過措置	16
第五条 小売電気事業者の登録及び小売契約に関する経過措置	16
第六条 託送供給等約款及び接続契約の経過措置	16
第七条 料金及び供給条件の整備	16
第八条 電力広域的運営推進機関に関する経過措置	16
第九条 市場契約の履行及び清算	16
第十条 会社法上の組織再編に関する特例	17
第十一条 関係政省令等の整備	17
第十二条 罰則及び監督規定の整備	17
附則第一条 施行期日	17
附則第二条 準備行為	17
別表第一 電気事業法関係の主要改正事項	17
六 理由	18
七 提案理由説明	18
八 逐条解説	18
第一条(目的)	18
第二条(定義)	19
第三条から第五条まで(基本理念等)	19
第六条から第十一条まで(地域電力供給事業者)	19
第十二条から第十六条まで(電力安定供給計画)	19
第十七条から第二十二條まで(料金及び会計)	19
第二十三条から第三十一条まで(再編及び移行)	19
第三十二条から第三十六条まで(卸供給等)	19
第三十七条から第四十三条まで(監督)	19
第四十四条(電気事業法との関係)	19
附則	19
関係法律整備法案	19
九 参考資料一 制度フロー及び移行手順	20
十 参考資料二 地域電力供給事業者制度の標準様式案	20
十一 参考資料三 想定問答	20
Q1 本法案は電力自由化を全面否定するものか。	20
Q2 なぜ垂直統合に戻すのか。	20
Q3 料金が高くなるのか。	21
Q4 送配電の中立性は失われないか。	21

Q5 新電力はどうか。.....	21
Q6 独立発電事業者は排除されるのか。.....	21
Q7 容量市場などは直ちに廃止するのか。.....	21
Q8 OCCTO はどう扱うのか。.....	21
Q9 旧一般電気事業者をそのまま復活させるのか。.....	21
Q10 再エネは排除されるのか。.....	21
Q11 データセンター需要に対応できるのか。.....	21
Q12 なぜ電気事業法の直接改正ではなく新法を立てるのか。.....	21
十二 参考資料四 関係法令との関係及び主要改正事項	22
十三 参考資料五 電気事業法等の主要改正案、新旧対照表及び経過措置表	22
一 電気事業法の一部改正(改め文案)	22
二 新旧対照表(主要条項).....	24
三 附則別表(承継・清算対象)	24
四 経過措置表	25
参考文献.....	25

一 提出資料一覧

本資料は、地域ごとに発電、送配電及び小売を一体で担う地域電力供給事業者を置き、電気事業を垂直統合型の制度へ再編するための法案資料である。

番号	文書	内容
一	提出資料一覧	本パッケージに含める提出資料を整理する。
二	法律案要綱	電力安定供給法案本体の骨格を、法案説明に用いる形式で整理する。
三	法律案	議員立法として提出することを念頭に置いた電力安定供給法案本文。
四	関係法律整備法案要綱	電気事業法等の具体的改正事項を要綱化する。
五	関係法律整備法案	電力安定供給法の施行に伴う電気事業法等の整備法案骨子。
六	理由	法律案に添付する提出理由。
七	提案理由説明	本会議又は委員会で提出者が読み上げる説明案。
八	逐条解説	主要条文の趣旨、適用関係、電気事業法との接続を説明する。
九以下	参考資料・想定問答・改正事項	制度移行、標準様式、想定問答、関係法令との関係、電気事業法等の主要改正案、新旧対照表及び経過措置表を示す。

二 法律案要綱

電力安定供給法案要綱

第一 趣旨

国民生活及び産業活動に不可欠な電気の安定的かつ低廉な供給を確保するため、供給区域ごとに発電、送配電及び小売を一体として担う地域電力供給事業者を置き、供給義務、長期供給計画、料金規制、災害対応及び既存電気事業者の再編に関する制度を定めること。

第二 定義

地域電力供給事業者、供給区域、電力安定供給計画、標準供給、卸供給、移行小売契約、既存市場契約その他の必要な用語を定義すること。

第三 基本理念

電気事業制度は、安定供給、低廉な供給、長期投資、災害対応及び需要家保護を基本として設計されなければならないこと。競争はこれらの目的を実現する手段であり、供給責任を不明確にするものであってはならないこと。

第四 地域電力供給事業者

経済産業大臣は、供給区域ごとに一の地域電力供給事業者を指定すること。地域電力供給事業者は、当該区域において発電、送配電及び小売供給を一体として行うこと。

第五 電力安定供給計画

地域電力供給事業者は、十年以上を対象期間とする電力安定供給計画を作成し、経済産業大臣の認可を受けること。

第六 料金制度

標準供給料金について、能率的な経営の下における適正な原価及び適正な事業報酬を基礎とする認可制を設けること。

第七 既存電気事業者の再編

既存の一般送配電事業者、発電事業者及び小売電気事業者について、供給区域ごとの統合計画に基づき地域電力供給事業者へ移行すること。

第八 小売全面自由化からの移行

一般需要家向け小売契約について、需要家保護及び信頼保護に配慮した移行期間を置き、移行期間後は地域電力供給事業者の標準供給へ移行すること。

第九 卸供給等の存続

独立発電事業者、自家発電、共同発電、特定供給、需要家側設備及び卸供給は、安定供給及び保安に支障のない範囲で存続させること。

第十 官製市場等の整理

容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場その他分離制度を補完する市場制度について、既存契約を保護しつつ段階的に整理すること。

第十一 監督及び報告

経済産業大臣による報告徴収、立入検査、業務改善命令、指定取消し、紛争処理及び国会報告の規定を置くこと。

第十二 電気事業法との関係

電気事業に関する規制については、この法律に定めるもののほか電気事業法の定めるところによること。地域電力供給事業者に係る電気事業法の適用については、関係法律整備法案において具体的に定めること。

第十三 施行期日及び関係法律の整備

公布後一年以内に施行することを基本とし、準備行為は公布後六月以内に開始できること。電気事業法その他関係法律については、関係法律整備法案により、事業類型、法的分離、託送、料金、小売契約、広域機関及び市場制度に関する所要の改正を行うこと。

三 法律案

電力安定供給法案

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 地域電力供給事業者（第六条—第十一条）

第三章 電力安定供給計画（第十二条—第十六条）

第四章 料金及び会計（第十七条—第二十二条）

第五章 既存電気事業者の再編及び移行(第二十三条—第三十一条)

第六章 卸供給、接続及び広域運用(第三十二条—第三十六条)

第七章 監督(第三十七条—第四十三条)

第八章 雑則(第四十四条—第四十六条)

附則

第一章 総則

第一条 目的

第一条 この法律は、電気が国民生活及び産業活動に不可欠な基盤財であることに鑑み、電気の安定的かつ低廉な供給を確保するため、地域電力供給事業者による発電、送配電及び小売供給の一体的実施、供給義務、電力安定供給計画、料金の適正化並びに既存電気事業者の再編及び移行に関する基本的事項を定め、もって国民生活の安定及び産業競争力の維持向上に資することを目的とする。

第二条 定義

第二条 この法律において「地域電力供給事業者」とは、供給区域において発電、送配電及び小売供給を一体として行い、当該供給区域における電気の安定供給について第一次的責任を負う者として、第六条の規定により指定を受けた者をいう。

2 この法律において「供給区域」とは、地域電力供給事業者が標準供給を行い、電気の安定供給について責任を負う区域として政令で定める区域をいう。

3 この法律において「電力安定供給計画」とは、供給区域における需要見通し、供給力、電源構成、燃料調達、送配電設備、予備力、災害対応及び大口需要対応に関する中長期計画をいう。

4 この法律において「標準供給」とは、地域電力供給事業者が供給区域内の一般需要家に対して行う小売供給をいう。

第三条 基本理念

第三条 電気事業制度は、電気の安定供給、低廉な供給、長期的な供給力の確保、送配電網の整備、災害時の復旧及び需要家保護を基本として設計されなければならない。

2 電気事業における競争は、前項の目的を実現するための手段として位置付けられるものとし、供給責任を明確にし、又は安定供給に必要な投資を阻害するものであってはならない。

第四条 国の責務

第四条 国は、電気の安定供給及び低廉な供給を確保するため、地域電力供給事業者制度の整備、電力安定供給計画の審査、料金の適正化、広域連系及び災害時応援に関する必要な措置を講ずる責務を有する。

第五条 地方公共団体等との連携

第五条 国及び地域電力供給事業者は、供給区域内の地方公共団体、需要家、発電事業者その他関係者と連携し、地域の産業立地、災害対応、燃料備蓄及び送配電設備の整備に必要な協力を行うものとする。

第二章 地域電力供給事業者

第六条 指定

第六条 経済産業大臣は、供給区域ごとに一の地域電力供給事業者を指定する。

2 前項の指定は、供給区域における電気の安定供給能力、発電及び調達能力、送配電設備の運用能力、料金の適正、災害対応能力その他経済産業省令で定める事項を審査して行う。

第七条 事業の一体実施

第七条 地域電力供給事業者は、供給区域において、発電、送配電及び小売供給を一体として行うことができる。

第八条 供給義務

第八条 地域電力供給事業者は、供給区域内の需要家から標準供給の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 地域電力供給事業者は、供給区域における将来の需要に応じ、必要な供給力、送配電能力、燃料調達及び予備力を確保するよう努めなければならない。

第九条 災害時対応義務

第九条 地域電力供給事業者は、災害その他非常の場合において、供給区域内の電気の供給の維持及び速やかな復旧のため必要な措置を講じなければならない。

第十条 不当差別の禁止

第十条 地域電力供給事業者は、卸供給、発電設備の接続、需要設備の接続その他電気の供給に関する取扱いについて、正当な理由なく特定の者を不当に差別してはならない。

第十一条 供給区域の変更

第十一条 供給区域の変更は、電気の安定供給、需要家保護、系統運用及び関係地域の事情を考慮して、政令で定める。

第三章 電力安定供給計画

第十二条 計画の作成

第十二条 地域電力供給事業者は、毎年度、十年以上を対象期間とする電力安定供給計画を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第十三条 計画の記載事項

第十三条 電力安定供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 供給区域における需要見通し及び最大需要
- 二 発電設備、卸供給契約、自家発電その他供給力の構成
- 三 送配電設備の整備、更新及び保守に関する計画
- 四 燃料調達、燃料在庫及び燃料価格変動への対応
- 五 予備力、調整力及び需給ひっ迫時の対応
- 六 災害時復旧体制及び広域応援体制

- 七 データセンター、半導体工場その他大口需要への対応
- 八 料金への影響及び投資回収の見通し
- 九 その他経済産業省令で定める事項

第十四条 認可基準

第十四条 経済産業大臣は、電力安定供給計画が供給区域における電気の安定供給、料金の適正、投資の合理性及び需要家保護に適合すると認めるときは、その認可をするものとする。

第十五条 計画変更命令

第十五条 経済産業大臣は、電力安定供給計画が電気の安定供給を確保するため不十分であると認めるときは、地域電力供給事業者に対し、計画の変更を命ずることができる。

第十六条 計画の公表

第十六条 地域電力供給事業者は、需要家の利益及び安全保障上の配慮を害しない範囲で、電力安定供給計画の概要を公表しなければならない。

第四章 料金及び会計

第十七条 標準供給料金

第十七条 地域電力供給事業者は、標準供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第十八条 料金認可基準

第十八条 経済産業大臣は、前条の認可をするに当たっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な事業報酬を加えた額を基礎とし、需要家間の公平、料金の安定性、投資回収の必要性及び国民負担の抑制を考慮しなければならない。

2 経済産業大臣は、非効率な費用、不要な政策費用、関連会社取引に係る不適切な費用その他需要家に負担させることが相当でない費用を料金原価から除外することができる。

第十九条 燃料費等の調整

第十九条 地域電力供給事業者は、燃料価格、為替、調達環境その他経済産業省令で定める要因に応じ、認可を受けた範囲内で料金を調整することができる。

第二十条 会計整理

第二十条 地域電力供給事業者は、発電、送配電、小売供給、卸供給その他経済産業省令で定める部門について、会計を整理しなければならない。

第二十一条 関連会社取引

第二十一条 地域電力供給事業者は、関連会社との取引について、料金の適正及び需要家保護の観点から公正な条件で行わなければならない。

2 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、関連会社取引に関する資料の提出を求め、又は料金原価から不適切な費用を除外することができる。

第二十二條 料金情報の公表

第二十二條 地域電力供給事業者は、標準供給料金、燃料費調整、主要な原価項目及び需要家への影響を、需要家に分かりやすい方法で公表しなければならない。

第五章 既存電気事業者の再編及び移行

第二十三條 再編基本方針

第二十三條 政府は、この法律の公布後六月以内に、既存電気事業者の再編及び地域電力供給事業者への移行に関する基本方針を定めなければならない。

第二十四條 統合計画

第二十四條 供給区域ごとの関係事業者は、発電、送配電及び小売供給を一体として担う地域電力供給事業者を形成するため、統合計画を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第二十五條 統合計画の記載事項

第二十五條 統合計画には、事業承継、資産承継、契約承継、従業員の取扱い、許認可の承継、需要家契約の移行、送配電資産の管理、既存債務、情報システム及び移行日程を記載しなければならない。

第二十六條 許認可等のみなし承継

第二十六條 統合計画に基づき地域電力供給事業者が事業を承継したときは、政令で定めるところにより、当該事業に必要な許認可、届出、約款、契約その他の地位を承継したものとみなす。

第二十七條 小売契約の移行

第二十七條 この法律の施行の際現に締結されている一般需要家向け小売供給契約は、政令で定める移行期間中は、なおその効力を有する。

2 移行期間満了後、前項の契約は、地域電力供給事業者の標準供給契約へ移行する。ただし、政令で定める大口需要家、特定供給、自家発電その他の契約については、この限りでない。

第二十八條 小売電気事業の新規登録制限

第二十八條 この法律の施行後、一般需要家に対する小売供給を主たる目的とする小売電気事業の新規登録は、政令で定める場合を除き、行わない。

第二十九條 既存市場契約の清算

第二十九條 容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場その他経済産業省令で定める市場又は制度に係る既存契約は、電気の安定供給及び契約当事者の信頼保護に配慮し、政令で定める期間内に、履行、変更、終了又は清算する。

第三十條 最終保障供給の整理

第三十條 一般送配電事業者による最終保障供給その他現行制度上の例外的供給制度は、地域電力供給事業者による供給義務に統合する。

第三十一條 労働契約及び地域雇用への配慮

第三十一條 統合計画の作成及び実施に当たっては、関係事業者の従業員の雇用、労働条件、安全教育及び技術継承に配慮しなければならない。

第六章 卸供給、接続及び広域運用

第三十二条 卸供給

第三十二条 発電事業者は、地域電力供給事業者に対し、卸供給を行うことができる。

2 地域電力供給事業者は、安定供給及び経済性の観点から合理的である場合には、卸供給を活用するよう努めるものとする。

第三十三条 接続

第三十三条 地域電力供給事業者は、発電設備、需要設備又は蓄電設備の接続申込みについて、系統の安定運用、安全、保安、供給計画その他正当な理由がある場合を除き、不当に拒んではならない。

第三十四条 自家発電等

第三十四条 需要家による自家発電、共同発電、特定供給及び需要家側設備の設置又は運用は、電気の安定供給及び保安に支障のない範囲で妨げられない。

第三十五条 広域連系

第三十五条 国は、地域電力供給事業者相互の連系、融通、広域的な予備力確保及び大規模災害時の応援について、必要な調整を行う。

第三十六条 広域機能の移管

第三十六条 電力広域的運営推進機関が行う業務のうち、地域電力供給事業者制度において必要な広域連系、計画調整及び需給ひっ迫対応に係る機能は、政令で定めるところにより、国又は国が指定する機関に移管する。

2 前項以外の市場運営、拠出金徴収その他の業務については、移行期間中に清算し、又は廃止する。

第七章 監督

第三十七条 報告徴収

第三十七条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地域電力供給事業者、既存電気事業者その他関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第三十八条 立入検査

第三十八条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、地域電力供給事業者その他関係者の事務所、営業所、発電所、変電所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を検査させることができる。

第三十九条 業務改善命令

第三十九条 経済産業大臣は、地域電力供給事業者の業務が電気の安定供給、需要家保護又は料金の適正を害すると認めるときは、必要な措置を命ずることができる。

第四十条 指定の取消し等

第四十条 経済産業大臣は、地域電力供給事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に重大に違反し、かつ、電気の安定供給に著しい支障を生じさせたときは、指定の取消しその他必要な措置を講ずることができる。

第四十一条 紛争処理

第四十一条 接続、卸供給、契約承継、料金その他この法律の施行に関する紛争については、経済産業大臣又は政令で定める機関が、あつせん、調停その他必要な処理を行うことができる。

第四十二条 罰則への委任

第四十二条 この法律に違反した者に対する罰則については、電気事業法その他関係法律の罰則との整合を踏まえ、関係法律整備法案又はこの法律の改正により定める。

第四十三条 国会報告

第四十三条 政府は、毎年一回、地域電力供給事業者制度への移行状況、電力安定供給計画の認可状況、料金への影響、既存市場契約の清算状況及び広域機能の移管状況を国会に報告しなければならない。

第八章 雑則

第四十四条 電気事業法との関係

第四十四条 電気事業に関する規制については、この法律に定めるもののほか、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の定めるところによる。

2 この法律に基づき指定を受けた地域電力供給事業者に係る電気事業法の適用については、電力安定供給法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(略称:関係法律整備法)(令和〇年法律第〇号)及びこれに基づく命令に定めるところによる。

3 前項の適用に当たっては、電気の安定供給、需要家保護、料金の適正、接続の公正及び広域的な系統運用の確保に配慮しなければならない。

第四十五条 政令への委任

第四十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に必要な事項は、政令で定める。

第四十六条 検討

第四十六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況を検討し、電気の安定供給、料金、投資、需要家保護及び産業競争力の観点から必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附則

附則第一条 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条、第二十四条、第二十八条及び附則第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則第二条 準備行為

政府及び関係事業者は、この法律の施行前においても、地域電力供給事業者の指定、統合計画の作成、許認可の承継、需要家契約の移行、既存市場契約の清算その他この法律の施行に必要な準備行為を行うことができる。

附則第三条 関係法律整備法の施行との関係

この法律の施行は、電力安定供給法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行と相まって行うものとし、電気事業法その他関係法律の適用関係は同法に定めるところによる。

附則第四条 既存許認可の経過措置

この法律の施行の際現に電気事業法に基づき受けている許可、登録、届出、認可その他の処分は、関係法律整備法案及び政令で定めるところにより、この法律又は改正後の電気事業法に基づく処分とみなすことができる。

附則第五条 一般送配電事業者の業務承継

一般送配電事業者の送配電資産、契約、従業員、許認可、託送約款その他の権利義務は、統合計画に基づき地域電力供給事業者に承継させるものとする。

附則第六条 小売契約の経過措置

施行日前に締結された小売供給契約は、政令で定める移行期間中は、なおその効力を有する。移行期間は、需要家保護及び契約上の信頼保護に配慮して定める。

附則第七条 市場契約の清算

容量確保契約、需給調整市場に係る契約、非化石価値取引に係る契約その他政令で定める契約については、既発生債権債務の履行、契約期間の短縮、買切り清算、契約終了又は地域電力供給事業者の計画への移行を、政令で定めるところにより行う。

附則第八条 電力広域的運営推進機関に関する経過措置

電力広域的運営推進機関の業務、財産、債務、職員及び契約の取扱いについては、広域連系及び需給ひっ迫対応に必要な機能を維持しつつ、市場運営及び抛中金徴収に係る機能を整理するため、関係法律整備法案及び政令で定める。

附則第九条 下位法令等の整備

政府は、この法律及び電力安定供給法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(略称:関係法律整備法)の施行に伴い、電気事業法施行令、電気事業法施行規則、託送供給等約款、供給計画、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場その他関係する命令、告示、約款、指針及び様式について、必要な改廃を行わなければならない。

附則第十条 罰則に関する経過措置

この法律の施行前にした行為及び附則によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行後の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第十一条 検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、地域電力供給事業者制度への移行状況、電気料金、電源投資、送配電投資、災害対応、需要家保護及び産業競争力への影響を検討し、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

四 関係法律整備法案要綱

電力安定供給法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(略称:関係法律整備法)案要綱

第一 趣旨

電力安定供給法の施行に伴い、電気事業法その他関係法律について、地域電力供給事業者制度への移行に必要な事業類型、許認可、料金、契約承継、広域機能、市場制度及び経過措置を整備すること。

第二 電気事業法の一部改正

電気事業法に地域電力供給事業者に係る規定を整備し、発電、送配電及び小売供給の一体実施を可能にすること。法的分離、託送供給等約款、最終保障供給、小売登録、供給計画、料金、報告徴収及び罰則について、地域電力供給事業者制度に適合するよう改めること。

第三 既存許認可等のみなし規定

旧一般電気事業者系の発電、小売及び一般送配電事業、独立発電事業者、小売電気事業者、配電事業者その他関係者の許可、登録、届出、約款、契約その他の法的地位について、経過措置を置くこと。

第四 小売契約及び需要家保護

一般需要家向け小売契約について、移行期間中の存続、移行後の標準供給への承継、違約金・前払金・自治体契約の取扱い、需要家周知及び苦情処理を定めること。

第五 一般送配電事業者及び送電事業者の整理

一般送配電事業者及び送電事業者の送配電資産、託送約款、接続契約、広域運用システム、職員及び債務を、統合計画に従い地域電力供給事業者又は国が指定する機関に承継させること。

第六 市場制度の整理

容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場、ベースロード市場、長期脱炭素電源オークションその他の制度について、既存契約を保護しつつ、履行、変更、終了又は清算の方法を定めること。

第七 広域機関等の整理

電力広域的運営推進機関の業務のうち、広域連系、需給ひっ迫対応及び計画調整に必要な機能を維持し、市場運営及び拠出金徴収に関する機能を整理すること。

第八 附則及び別表

施行期日、準備行為、経過措置、罰則、政省令整備、新旧対照表作成事項を定めること。

五 関係法律整備法案

電力安定供給法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(略称:関係法律整備法)案

第一条 趣旨

第一条 この法律は、電力安定供給法(令和〇年法律第〇号)の施行に伴い、地域電力供給事業者制度への移行に必要な電気事業法その他関係法律の整備及び経過措置について定めるものとする。

第二条 電気事業法の一部改正

第二条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を、別表第一に掲げる方針により改正する。

2 前項の改正に当たっては、地域電力供給事業者が供給区域において発電、送配電及び小売供給を一体として行うことができるよう、同法における事業類型、許認可、料金、託送、供給義務、広域機関及び罰則に係る規定について、所要の規定の新設、削除、適用除外及び読替えを行うものとする。

第三条 地域電力供給事業者に係るみなし許認可

第三条 電力安定供給法第二十四条の統合計画に基づき地域電力供給事業者が発電、送配電又は小売供給に係る事業を承継したときは、当該事業に係る電気事業法上の許可、登録、届出、認可、約款その他の法的地位は、政令で定めるところにより、地域電力供給事業者に承継されたものとみなす。

第四条 一般送配電事業者等の法的分離規制に関する経過措置

第四条 地域電力供給事業者として指定を受ける者又は統合計画に基づき地域電力供給事業者となる者については、電力安定供給法及び改正後の電気事業法に定めるところにより、一般送配電事業者及び送電事業者の兼業規制並びに法的分離に係る規定の適用を整理する。

第五条 小売電気事業者の登録及び小売契約に関する経過措置

第五条 この法律の施行の際現に小売電気事業の登録を受けている者は、政令で定める移行期間中、既存の小売供給契約を履行することができる。

2 一般需要家向けの新規小売供給契約及び小売電気事業の新規登録については、需要家保護及び制度移行の円滑化に必要な範囲で、政令で定める制限を行うことができる。

第六条 託送供給等約款及び接続契約の経過措置

第六条 この法律の施行の際現に認可又は届出がされている託送供給等約款、最終保障供給約款、離島供給約款、接続契約その他の供給条件は、政令で定める移行期間中、なおその効力を有する。

第七条 料金及び供給条件の整備

第七条 地域電力供給事業者の標準供給料金及び供給条件については、改正後の電気事業法及び電力安定供給法に基づき、認可制、原価査定、燃料費調整、関連会社取引規制、情報公表及び需要家説明に関する所要の規定を整備する。

第八条 電力広域的運営推進機関に関する経過措置

第八条 電力広域的運営推進機関の業務、財産、債務、職員、契約、情報システム及び会員負担については、広域連系、需給ひっ迫対応及び計画調整に必要な機能を維持しつつ、市場運営及び拠出金徴収に係る機能を整理するため、政令で定めるところにより、国又は国が指定する機関に承継し、又は清算する。

第九条 市場契約の履行及び清算

第九条 容量確保契約、需給調整市場に係る契約、非化石価値取引に係る契約、ベースロード市場に係る契約、長期脱炭素電源オークションに係る契約その他政令で定める契約については、既発生債権債務の履行、契約期間の短縮、買切り清算、契約終了又は地域電力供給事業者の電力安定供給計画への移行を、政令で定めるところにより行う。

第十条 会社法上の組織再編に関する特例

第十条 地域電力供給事業者への移行に必要な会社分割、合併、事業譲渡、株式移転その他の組織再編について、需要家保護、債権者保護、従業員保護及び安定供給を確保するため必要があるときは、政令で定めるところにより手続の特例を設けることができる。

第十一条 関係政省令等の整備

第十一条 政府は、この法律の施行に伴い、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び同法に基づく命令、告示、約款、指針、規程その他の制度文書について、地域電力供給事業者制度に適合するよう必要な改廃を行うものとする。この場合において、電気事業法施行令、電気事業法施行規則、電気関係報告規則、電気事業会計規則、電気事業託送供給等収支計算規則、料金審査要領、供給計画に関する省令並びに電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針その他同法又は同法に基づく命令に基づく規程等を含むものとする。

第十二条 罰則及び監督規定の整備

第十二条 地域電力供給事業者制度への移行に伴い、無指定供給、虚偽報告、検査拒否、料金認可違反、不当差別、移行命令違反その他の行為について、電気事業法その他関係法律の罰則及び監督規定との均衡を踏まえ、所要の罰則及び過料を整備する。

附則第一条 施行期日

この法律は、電力安定供給法の施行の日から施行する。ただし、準備行為、統合計画、許認可承継、契約清算及び政省令整備に関する規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則第二条 準備行為

政府、電力広域的運営推進機関、一般送配電事業者、小売電気事業者、発電事業者その他関係者は、この法律の施行前においても、この法律の施行に必要な準備行為を行うことができる。

別表第一 電気事業法関係の主要改正事項

改正対象	主な改正事項	改正で確定すべき点
第二条関係（定義）	地域電力供給事業者、標準供給、移行小売契約、既存市場契約等を定義する。	現行の小売電気事業、一般送配電事業、発電事業、配電事業等との関係。
小売登録関係	一般需要家向け標準供給を地域電力供給事業者へ移行し、新規登録及び新規契約を経過措置で整理する。	既存小売電気事業者の登録の存続期間、契約満了時の移行、需要家説明義務。
一般送配電事業関係	供給区域の送配電資産、託送約款、最終保障供給、離島供給を地域電力供給事業者制度に移行する。	許可、託送供給等約款、最終保障供給約款、離島供給約款の承継。
法的分離・兼業規制	地域電力供給事業者について、垂直統合を前提とする適用除外又は読替えを置く。	一般送配電事業者及び送電事業者の兼業規制・行為規制との整合。
料金・供給条件	標準供給料金の認可、原価査定、燃料費調整、関連会社取引規制、情報公表を整備する。	現行の経過措置料金、規制料金、最終保障供給料金との関係。
接続・卸供給	独立発電事業者、自家発電、共同発電、需要家側設備の接続に関する不当差別禁止を維持する。	接続検討、費用負担、系統制約、紛争処理の手続。
OCCTO・広域機能	広域連系、需給ひっ迫対応、計画調整を維持し、市場運営・拠出金徴収を整理する。	業務、職員、財産、契約、システム、会員負担の承継又は清算。
市場制度	容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場、ベースロード市場等を段階的に清算する。	未履行契約、既発生債権債務、清算金、紛争処理の扱い。

罰則・監督	報告徴収、立入検査、業務改善命令、指定取消し、罰則を整備する。	既存電気事業法罰則との重複、過料、行政処分 の基準。
-------	---------------------------------	-------------------------------

六 理由

電気は、国民生活及び産業活動の基盤であり、その安定的かつ低廉な供給は国家の基本的責務である。近年の電気事業制度は、発電、送配電及び小売を分離し、卸電力市場、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場その他複数の制度を組み合わせる構造となっている。しかし、この制度の下では、長期的な供給力の確保、送配電投資、燃料調達、災害対応及び需要家への供給責任を一体として担う主体が不明確となり、制度の複雑化及び国民負担の増大を招いている。

このため、供給区域ごとに発電、送配電及び小売供給を一体として担う地域電力供給事業者を置き、その供給義務、電力安定供給計画、料金、会計、既存電気事業者の再編及び移行措置を定め、電気事業における長期的な供給責任を明確にする必要がある。あわせて、電気事業法その他関係法律について、地域電力供給事業者制度への移行に必要な具体的改正及び経過措置を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

七 提案理由説明

ただいま議題となりました電力安定供給法案及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

電気は、国民生活、医療、交通、通信、金融、製造業その他あらゆる活動を支える基盤であります。したがって、電気事業制度の目的は、何よりもまず、安定的かつ低廉な電気の供給を確保することでなければなりません。

ところが、近年の電気事業制度は、発電、送配電及び小売を分離し、その間を多数の市場、約款、拠出金、証書、調整制度でつなぐ複雑な仕組みとなっております。その結果、長期的な供給力の確保、送配電網の整備、燃料調達、災害時復旧及び需要家への最終的な供給責任を一体として担う主体が不明確となりました。

本法律案は、この構造を改め、供給区域ごとに発電、送配電及び小売供給を一体として担う地域電力供給事業者を置くものであります。地域電力供給事業者には、区域内需要家への供給義務、十年以上の電力安定供給計画の作成義務、災害時対応義務を課し、料金については、能率的経営の下における適正な原価と適正な事業報酬を基礎とする認可制を設けます。

また、既存の一般送配電事業者、発電事業者及び小売電気事業者については、供給区域ごとの統合計画に基づき、段階的に地域電力供給事業者へ移行させます。既存の小売契約及び市場契約については、需要家保護及び信頼保護に配慮した経過措置を置き、急激な混乱を避けます。

さらに、本法律案は、電力安定供給法案と、電気事業法その他関係法律の整備法案を一体として提出し、事業類型、法的分離、託送、料金、広域機関、市場制度及び既存契約の取扱いについて、具体的な改正及び経過措置を講ずるものであります。

本法律案は、競争を目的そのものとする制度から、安定供給、長期投資、低廉な料金及び供給責任を中心に据えた制度へ、電気事業制度を立て直すものであります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

八 逐条解説

第一条(目的)

本法案の目的規定である。電気事業を単なる競争市場ではなく、国民生活及び産業活動に不可欠な公益事業として位置付け、発電、送配電及び小売供給を一体化する趣旨を明記する。

第二条(定義)

地域電力供給事業者、供給区域、標準供給、電力安定供給計画、既存電気事業者等を定義する。電気事業法上の既存事業類型との関係は、関係法律整備法における定義規定、みなし承継規定及び経過措置により整理する。

第三条から第五条まで(基本理念等)

競争を目的化せず、安定供給、低廉な供給、長期投資、災害対応を基本理念とする。地方公共団体との連携規定は、大口需要立地、災害対応、地域産業維持の観点から置く。

第六条から第十一条まで(地域電力供給事業者)

供給区域ごとに一者の地域電力供給事業者を指定し、発電、送配電及び小売供給の一体実施を認める。区域独占を認める代わりに、供給義務、不当差別禁止、災害時対応義務を課す。

第十二条から第十六条まで(電力安定供給計画)

十年以上の長期計画を義務付け、需要見通し、電源、燃料、送配電、予備力、大口需要対応を一体的に審査する。供給責任を形式的な義務ではなく、投資計画として具体化する規定である。

第十七条から第二十二条まで(料金及び会計)

標準供給料金を認可制とし、総括原価方式を基本とする。ただし、関連会社取引、非効率費用、不要な政策費用を査定により排除する。会計整理により、垂直統合下でも料金監督を可能にする。

第二十三条から第三十一条まで(再編及び移行)

既存電気事業者を一挙に無効化せず、統合計画、みなし承継、小売契約の経過措置、市場契約の清算を置く。労働契約及び技術継承への配慮も明記する。

第三十二条から第三十六条まで(卸供給等)

垂直統合に戻しても、独立発電事業者、自家発電、需要家側設備を排除しないことを示す。広域機能については、必要な計画調整機能を維持し、市場運営機能を整理する。

第三十七条から第四十三条まで(監督)

報告徴収、立入検査、業務改善命令、指定取消し、紛争処理、国会報告を定める。区域独占を認める以上、監督権限は不可欠である。

第四十四条(電気事業法との関係)

電気事業法との一般的な接続関係を定める規定である。地域電力供給事業者に係る電気事業法の適用関係は、関係法律整備法案において具体的に処理する。

附則

施行期日、準備行為、整備法との関係、既存許認可、小売契約、市場契約、広域機関、下位法令整備等を定める。附則及び整備法案により、既存契約と権利義務の処理を制度上明確にする。

関係法律整備法案

電気事業法等の改正を正面から行うための整備法案である。電気事業法の主要改正事項は、改め文案、新旧対照表、附則別表及び経過措置表として本資料に整理する。

九 参考資料一 制度フロー及び移行手順

段階	手続	内容
1	基本方針	政府が再編基本方針を策定する。供給区域、指定基準、統合方法、移行期間を示す。
2	整備法施行準備	電気事業法等の改正、政省令改廃、新旧対照表、経過措置表、契約清算基準を整える。
3	地域電力供給事業者指定	供給区域ごとに地域電力供給事業者を指定する。
4	統合計画	関係事業者が発電、送配電、小売、契約、従業員、資産の承継計画を作成する。
5	許認可承継	既存の許可、登録、約款、託送契約等を地域電力供給事業者へ承継する。
6	小売契約移行	既存契約を移行期間中存続させ、満了又は期限到来時に標準供給へ移行する。
7	市場契約清算	容量、調整力、非化石価値等の契約を履行、変更、終了又は清算する。
8	料金認可	標準供給料金を原価査定・認可し、需要家へ周知する。
9	広域機能整理	OCCTO 機能を維持機能と整理機能に区分し、必要な機能を承継する。
10	本格施行	地域電力供給事業者による標準供給、計画、料金、監督を本格運用する。

十 参考資料二 地域電力供給事業者制度の標準様式案

項目	記載事項
供給区域	区域、需要家数、最大需要、年間販売電力量、主要産業需要。
供給力	自社電源、卸契約、予備力、電源別設備容量、休廃止計画。
燃料	燃料種、調達先、契約期間、在庫、輸送、価格変動リスク。
送配電	主要送電線、変電所、増強計画、更新投資、事故復旧体制。
料金	標準料金、原価、事業報酬、燃料費調整、需要家影響。
契約承継	小売契約、卸契約、託送契約、接続契約、自治体契約。
組織再編	会社分割、合併、事業譲渡、株式移転、労働契約承継。
法制整備	電気事業法等の改正条文、新旧対照表、経過措置表、別表。

十一 参考資料三 想定問答

Q1 本法案は電力自由化を全面否定するものか。

一般需要家への標準的な供給責任については、垂直統合型の地域電力供給事業者へ戻す。他方で、卸供給、自家発電、特定供給、需要家側設備、独立発電事業者の参入は認める。したがって、全てを独占とするものではない。

Q2 なぜ垂直統合に戻すのか。

電気は在庫が難しく、送配電網は自然独占であり、発電投資と系統投資は長期・大規模である。発電、送配電、小売を分離すると、長期供給責任が分散する。地域電力供給事業者に責任と料金回収を一体化させるためである。

Q3 料金が高くないか。

料金は認可制とし、適正原価と適正報酬を基礎に査定する。市場制度や賦課金を通じた見えにくい負担を整理し、必要費用を透明化する。低料金を装って投資不足を招く制度より、長期的には安定・低廉な供給につながる。

Q4 送配電の中立性は失われないか。

形式的な会社分離ではなく、不当差別禁止、会計整理、接続ルール、料金監督、紛争処理で公正性を確保する。中立性は、安定供給を損なうほど絶対化すべきではない。

Q5 新電力はどうなるのか。

既存契約は移行期間中存続させる。移行期間後、一般需要家向け標準供給は地域電力供給事業者へ移行する。大口需要家、特定供給、卸供給などについては、制度設計上の余地を残す。

Q6 独立発電事業者は排除されるのか。

排除しない。地域電力供給事業者への卸供給、相対契約、自家消費等により電源形成に参加できる。ただし、供給区域全体の安定供給は地域電力供給事業者が担う。

Q7 容量市場などは直ちに廃止するのか。

既存契約を直ちに無効化するのではなく、移行期間中に履行、変更、終了又は清算する。必要な供給力確保機能は、電力安定供給計画と料金規制へ移す。

Q8 OCCTO はどう扱うのか。

広域連系、需給ひっ迫対応、計画調整など必要な機能は維持又は移管する。他方で、分離制度を前提とする市場運営、拠出金徴収等の機能は整理対象となる。

Q9 旧一般電気事業者をそのまま復活させるのか。

旧制度をそのまま復元するのではなく、供給区域ごとの責任主体を再建する。旧一般電気事業者の区域と資産を基本しつつ、現行法上の会社分割、持株会社、送配電子会社、発電電子会社、小売会社を統合計画で整理する。

Q10 再エネは排除されるのか。

市場で成立し、安定供給及び系統運用に支障のない電源は排除しない。問題は、供給責任を不明確にしたまま、優先接続、賦課金、証書、補助で制度を複雑化させることである。

Q11 データセンター需要に対応できるのか。

むしろ対応しやすくなる。地域電力供給事業者が、大口需要、電源、系統、燃料、料金を一体で計画できるため、接続申込み処理だけでなく、供給力形成まで含む対応が可能になる。

Q12 なぜ電気事業法の直接改正ではなく新法を立てるのか。

本法案は、政策パッケージとしての目的、基本理念、地域責任、料金、移行措置を一体化するため新法形式を採用。電気事業法等については、関係法律整備法案により、事業類型、許認可、料金、広域機関、市場制度及び経過措置を条文上具体的に改正する。

十二 参考資料四 関係法令との関係及び主要改正事項

対象	処理方針
電気事業法	地域電力供給事業者、供給義務、料金、事業類型、託送制度、小売登録、一般送配電事業を大幅改正。
電気事業法施行令・施行規則	事業類型、申請様式、供給計画、会計規則、報告徴収を整備。
OCCTO 関連規定	広域機能の移管、市場運営機能の整理、拠出金・契約清算。
会社法関係	会社分割、合併、事業譲渡、株式移転による再編を用いる。原則として会社法自体の改正は不要だが、必要な手続特例を検討。
再エネ特措法・非化石価値関係	賦課金、証書、非化石価値、高度化法義務との整合を整理。
地方自治体契約・公契約	自治体、小中学校、上下水道、病院等の既存小売契約の移行を整理。
税務・会計・金融契約	資産承継、社債、担保、会計処理、料金原価、関連会社取引を整理。
罰則・行政処分	無指定供給、虚偽報告、検査拒否、料金認可違反等の罰則を整理。

十三 参考資料五 電気事業法等の主要改正案、新旧対照表及び経過措置表

本参考資料は、関係法律整備法案のうち、電気事業法を中心とする主要な改正事項を、改め文案、新旧対照表、附則別表及び経過措置表として整理するものである。改正の中心は、地域電力供給事業者を電気事業法上の事業類型として位置付け、発電、送配電及び小売供給の一体実施、標準供給、料金認可、接続の公正、広域連系、既存契約の承継及び市場契約の清算を一体的に処理する点にある。

一 電気事業法の一部改正(改め文案)

電気事業法の一部を次のように改正する。

1 目次中、第二章第六節の次に「第七節 地域電力供給事業(第二十七条の三十四―第二十七条の四十二)」を加える。

2 第一条中「電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」を「電気の安定的かつ低廉な供給を確保し、電気の使用者の利益を保護するとともに、電気事業の長期的かつ健全な発達を図る」に改める。

3 第二条第一項第二十一号中「特定卸供給事業」を「地域電力供給事業、特定卸供給事業」に改め、同項第二十二号中「特定卸供給事業者」を「地域電力供給事業者、特定卸供給事業者」に改め、同項第二十三号を第二十五号とし、同項第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三 地域電力供給事業 電力安定供給法(令和〇年法律第〇号)第二条第一項に規定する地域電力供給事業者が、同法第二条第二項に規定する供給区域において、発電、送配電及び小売供給を一体として行う事業をいう。

二十四 地域電力供給事業者 電力安定供給法第六条第一項の指定を受けた者をいう。

4 第二章第六節の次に次の一節を加える。

第七節 地域電力供給事業

(指定との関係)

第二十七条の三十四 地域電力供給事業を営もうとする者は、電力安定供給法第六条第一項の規定による指定を受けなければならない。

（事業の一体実施）

第二十七条の三十五 地域電力供給事業者は、その供給区域において、発電、送配電及び小売供給を一体として行うことができる。

2 地域電力供給事業者が前項の規定により行う行為については、発電事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業及び小売電気事業に係るこの法律の規定を、関係法律整備法及び政令で定めるところにより適用する。

（標準供給及び供給義務）

第二十七条の三十六 地域電力供給事業者は、供給区域内の一般の需要に応ずるため、電力安定供給法第八条の規定に基づき標準供給を行う義務を負う。

（料金及び供給条件）

第二十七条の三十七 地域電力供給事業者の標準供給に係る料金その他の供給条件については、電力安定供給法第十七条及び第十八条の定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（許認可等のみなし承継）

第二十七条の三十八 地域電力供給事業者が電力安定供給法第二十四条の統合計画に基づき事業、資産、契約又は許認可上の地位を承継したときは、第二条の二、第三条、第二十七条の四、第二十七条の十二の二、第二十七条の十三、第二十七条の二十七、第二十七条の三十及び第二十七条の三十三の規定に基づく登録、許可、届出その他の処分について、関係法律整備法で定めるところにより、当該地域電力供給事業者がこれを受け、又はしたものとみなす。

（法的分離規制等の適用関係）

第二十七条の三十九 第二十二条の二から第二十三条の四までの規定は、地域電力供給事業者による発電、送配電及び小売供給の一体実施を妨げる限度において適用しない。ただし、不当差別の禁止、会計整理、接続の公正、情報管理及び需要家保護に関する規定は、関係法律整備法及び政令で定めるところにより適用する。

（小売登録及び既存小売契約の移行）

第二十七条の四十 一般需要家に対する小売供給を主たる目的とする小売電気事業の新規登録及び既存小売供給契約の移行については、関係法律整備法で定める。

（広域的運営及び供給計画）

第二十七条の四十一 地域電力供給事業者は、第二十八条及び第二十九条の趣旨を踏まえ、電力安定供給計画、供給計画、広域連系及び需給ひっ迫対応に関し、国又は国が指定する機関の調整に従わなければならない。

（政令への委任）

第二十七条の四十二 この節に定めるもののほか、地域電力供給事業者に係るこの法律の適用関係、読替え、適用除外及び経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第二十九条第一項中「電気事業者」を「電気事業者（地域電力供給事業者を含む。）」に改め、地域電力供給事業者の供給計画は、電力安定供給法第十二条の電力安定供給計画と整合するものでなければならない旨の規定を加える。

6 第九十七条から第九十九条の十二までの規定に基づく卸電力取引所の業務及び市場取引については、地域電力供給事業者制度への移行に伴う既存市場契約の履行、変更、終了又は清算に関する経過措置を附則に置く。

二 新旧対照表(主要条項)

現行条項	改正案	趣旨
第一条(目的)	安定的かつ低廉な供給、長期的な電気事業の発達を目的に追加する。	制度目的を競争中心から安定供給中心へ再定位する。
第二条第一項(定義)	地域電力供給事業及び地域電力供給事業者を追加し、電気事業及び電気事業者の定義に含める。	電力安定供給法上の指定主体を電気事業法体系に接続する。
第二条の二以下(小売電気事業)	一般需要家向け標準供給について、地域電力供給事業者への移行及び新規登録制限を置く。	小売全面自由化から標準供給制度へ移行する。
第三条以下(一般送配電事業)	供給区域内の送配電資産、託送約款、最終保障供給及び離島供給を地域電力供給事業者制度に承継させる。	送配電責任を地域供給責任と統合する。
第十七条—第二十三条の四(託送、会計、兼業規制等)	託送供給等約款、収入見通し、法的分離、行為規制及び会計整理について、地域電力供給事業者向けの読替え又は適用除外を置く。	垂直統合を認めつつ、接続の公正、会計整理及び需要家保護を維持する。
第二十七条の四以下(送電、配電、特定送配電、発電、特定卸供給、特定供給)	既存の許可、届出、登録及び契約上の地位を統合計画に基づき承継する。	既存事業者の法的地位を連続させ、制度移行時の空白を防ぐ。
第二十八条及び第二十八条の四以下(広域的運営・広域機関)	広域連系、需給ひっ迫対応、供給計画の取りまとめ等を維持し、市場運営・抛出金徴収機能を整理する。	広域安定供給機能を残し、分離制度依存の官製市場機能を縮小する。
第二十九条(供給計画)	地域電力供給事業者の供給計画を電力安定供給計画と整合させる。	長期投資計画と供給計画を一体化する。
第九十七条—第九十九条の十二(卸電力取引所)	既存市場契約の履行、変更、終了又は清算に関する附則を置く。	市場契約の信頼保護と制度移行を両立する。

三 附則別表(承継・清算対象)

区分	対象	処理
許認可等	小売電気事業登録、一般送配電事業許可、送電事業許可、配電事業許可、特定送配電事業届出、発電事業届出、特定卸供給事業届出、特定供給許可	統合計画認可の日又は政令で定める日に、地域電力供給事業者が承継したものとみなす。
約款・供給条件	託送供給等約款、最終保障供給約款、離島等供給約款、既存小売供給条件、接続契約条件	移行期間中は従前の効力を維持し、標準供給料金及び標準供給条件の認可後に順次移行する。
需要家契約	一般需要家向け小売契約、自治体契約、病院・学校・上下水道等の公共契約、大口需要契約	移行期間中は契約を存続させ、満了時又は政令で定める日に標準供給又は個別供給契約へ移行する。
発電・卸契約	相対卸契約、PPA、共同火力・共同電源契約、自家発電余剰供給契約	地域電力供給事業者の電力安定供給計画に位置付け、履行、承継又は再契約を行う。
市場契約	容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場、ベースロード市場、長期脱炭素電源オークションに係る契約	既発生債権債務を保護し、履行、変更、終了、買切り清算又は計画内契約への移行を行う。
広域機関関係	業務、財産、債務、職員、契約、情報システム、会員負担、抛出金	広域連系、供給計画、需給ひっ迫対応等の維持機能は承継し、市場運営・抛出金徴収機能は整理する。
会社・労務関係	会社分割、合併、事業譲渡、株式移転、労働契約、社債、担保、金融契約	会社法、労働契約承継法、金融契約及び税務・会計処理との整合を保ちつつ、統合計画に基づき処理する。

四 経過措置表

期間	措置	効果
公布日—六か月以内	再編基本方針の策定、供給区域の確認、統合計画の作成、地域電力供給事業者の指定準備、許認可・契約・資産の承継リスト作成。	関係事業者が移行作業を開始し、需要家契約及び供給力の空白を防ぐ。
六か月—一年以内	統合計画の認可、みなし許認可の発動、標準供給料金の申請、既存小売契約の周知、市場契約清算基準の公表。	地域電力供給事業者の法的地位を確立し、料金及び契約移行の予見可能性を確保する。
施行日	標準供給制度の開始、供給義務の発生、電力安定供給計画の提出、広域機能の承継又は整理の開始。	地域ごとの供給責任、料金認可及び広域調整を同時に運用する。
施行後二年以内	既存小売契約の標準供給への移行、最終保障供給・離島供給制度の整理、託送供給等約款の廃止又は読替え。	一般需要家向け供給を地域電力供給事業者の標準供給へ集約する。
施行後三年以内	容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場、ベースロード市場等の未履行契約を清算又は計画内契約へ移行する。	官製市場制度を段階的に縮小し、供給力確保を電力安定供給計画と料金認可に統合する。
施行後三年を目途	国会報告及び制度評価を行い、供給力、料金、投資、災害対応、需要家保護、産業競争力への影響を確認する。	制度運用の安定性を確認し、必要な補正措置を講ずる。

参考文献

資源エネルギー庁「電力システム改革について」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/system_reform.html（2026年7月5日閲覧）。

資源エネルギー庁「2020年、送配電部門の分社化で電気がさらに変わる」2017年11月30日。

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/tokushu/denryokugaskaikaku/souhaidenbunshaka.html>（2026年7月5日閲覧）。

電力広域的運営推進機関「容量市場の概要について」https://www.occto.or.jp/assets/market-board/market/files/youryou_gaiyousetumei.pdf（2026年7月5日閲覧）。

杉山大志「電力を垂直統合に戻す法律：安定・安価で計画的な電力供給を実現せよ」キヤノングローバル戦略研究所、2025年10月2日。

杉山大志・野村浩二編著『非政府有志によるエネルギー基本計画 第7版』2026年5月、<https://www.7ene.jp/>（2026年7月5日閲覧）。

e-Gov 法令検索「電気事業法」<https://elaws.e-gov.go.jp/>（2026年7月5日閲覧）。